

保企第1197号

令和2年4月15日

公益社団法人 大阪府鍼灸師会会長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限の要請等について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

これまで、新型コロナウイルス感染症への対応にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本府では、4月7日、国の緊急事態宣言を受け、本部長（知事）が、緊急事態措置として府民に対する外出自粛の要請や主催者に対するイベントの自粛の要請を行ったところです。

その後、府内の感染者は急激に増加するとともに、感染源不明の患者も増加しております。また、緊急事態宣言直前との比較では、梅田・難波とも、国の基本的対処方針で示されている「最低7割、極力8割」の減少が達成できていない状況であり、専門家から「使用制限等は要請すべき」との意見がありました。

これを受け、本府では、4月13日に第12回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「外出自粛の要請」と「イベントの開催自粛の要請」だけではオーバーシュート（感染爆発）の危険性があることから、新たに「施設の使用制限の要請」等を行うこととしました。**休止を要請する施設・要請しない施設については別添参考資料1のp.3～7のとおりです。**

府内各団体・企業におかれましても、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

あわせて、別添参考資料2について、周知にご協力をお願いいたします。

今後も、府民の安全・安心の確保、感染の拡大防止に向けて、全力で対応してまいりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

別添参考資料1 施設の使用制限の要請等について

（新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく措置）

（令和2年4月13日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

別添参考資料2 府民の皆さまへ（チラシ）

問い合わせ先 直通 06-6944-6027

大阪府保健医療室

保健医療企画課 山崎、阿部（内線 2531）

施設の使用制限の要請等について

(新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく措置)

1. 4月7日決定した大阪府緊急事態措置の概要

※第11回対策本部会議において決定

① 区域 大阪府全域

② 期間 令和2年4月7日から令和2年5月6日

③ 実施内容

新型インフルエンザ特措法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

●外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

府民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

●イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

2. 現状分析・評価

① 府内の感染者の状況

- ・ 4月9日の陽性者数は、過去最高の92名。前日の8日に比べ、急激に増加。
- ・ 4月11日（土）、12日（日）の陽性者数（70名、45名）は、1週間前（41名、21名）と比べ倍増。
- ・ 感染源不明の患者も増加。

② 緊急事態宣言前後における人口変動の状況

緊急事態宣言直前との比較では、梅田・難波とも、国の目標である「最低7割、極力8割」の減少が達成できていない。

③ 現状等についての専門家の意見

使用制限等は要請すべき。使用制限を要請しない施設についても、感染拡大防止策の徹底を行うべき。

⇒こうした状況を総合的に判断した結果、従来の「外出自粛の要請」と「イベントの開催自粛の要請」だけでは、国の基本的対処方針で示されている「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」という目標の達成が現状の取組みでは困難な状況。
このままでは、オーバーシュート（感染爆発）の危険性があることから、新たに「施設の使用制限の要請」等を行う。

3. 新たに追加する措置（施設の使用制限の要請等）

①期間 令和2年4月14日～5月6日

②実施内容

1 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】

⇒適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

2 基本的に休止を要請する施設

（1）-1 特措法による要請を行う施設【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設】

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

（1）-2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

（2）特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼

4. 実施内容

1 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

（１）社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※但し、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、 酒類の提供は午後7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）を踏まえた整理

（２）社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、学童クラブ、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 ⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

2 基本的に休止を要請する施設

(1) - 1 特措法による要請を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、 ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示 も検討 (施設名を公表)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、 マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等	
⑤文教施設	学校（大学等を除く。）	

(1) - 2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	施設の使用制限等の要請 （特措法第24条第9項） ⇒ 応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示 も検討 （施設名を公表）
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

（２）特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、 学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止 対策を施した上での営業	特措法によらず、 施設の使用制限等の協力を依頼 ⇒床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する 施設の使用停止要請（休業要請）の趣旨に 基づき、適切な対応について協力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止 対策を施した上での営業	

施設の使用制限対象施設一覧

1 基本的に休止を要請しない施設
(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

カテゴリー	対象	休止要請	備考
医療施設 (※)	病院	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※有資格者が治療を行うものに限る
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	整体院	対象外	
	柔道整復	対象外	
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む
	食料品売場 (※)	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店 (生活必需品売場)	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター (生活必需品売場)	対象外	
	ショッピングモール (生活必需品売場)	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	鍵屋	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
食事提供施設	飲食店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請 (宅配・テークアウトを除く)
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	居酒屋	対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル (集会の用に供する部分を除く)	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	
	旅館 (集会の用に供する部分を除く)	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舍	対象外	
	下宿	対象外	
交通機関等	バス	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス (宅配等含む)	対象外	

施設の使用制限対象施設一覧

1 基本的に休止を要請しない施設
(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

カテゴリー	対象	休止要請	備考
工場等	工場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	官公署	対象外	
	各種事務所	対象外	
生活必需サービスを提供する店舗等	理髪店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣裳屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	

施設の使用制限対象施設一覧

1 基本的に休止を要請しない施設

(2) 社会福祉施設等

カテゴリー	対象	休止要請	備考
社会福祉施設等 (※)	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請 ※通所又は短期間の入所の利用者については、 家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請
	放課後児童クラブ（学童保育）	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※通所又は短期間の入所の利用者については、 家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	

施設の使用制限対象施設一覧

2 基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	対象	休止要請	備考
遊興施設	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 （＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	インターネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
	場外馬（車・舟）券場	対象	
劇場等	劇場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 （＝休業要請）
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会・展示施設	集会場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 （＝休業要請）
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
運動・遊技施設	体育館	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請（＝休業要請） ※ 1 屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする ※ 2 屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	ゴルフ練習場（※ 1）	対象外	
	バッティング練習場（※ 1）	対象外	
	陸上競技場（※ 1）（※ 2）	対象外	
	野球場（※ 1）（※ 2）	対象外	
	テニス場（※ 1）（※ 2）	対象外	
	弓道場（※ 1）	対象外	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	
文教施設	幼稚園	対象	【要請の内容】 原則として施設の使用停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	

施設の使用制限対象施設一覧

2 基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	対象	休止要請	備考
大学・学習塾等 (※)	大学	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（＝休業要請） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼 ※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外
	専門学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
	体操教室	対象	
博物館等	博物館	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（＝休業要請） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	対象	
	古物商（質屋を除く）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物店	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	サウナ	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋・フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

府民の皆さまへ

新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向け、これまで以上に、3つの「密」を避け（密閉・密集・密接）、人と人の接触機会を「最低7割、極力8割」削減するため、以下の行動をお願いします。

⚠ 食料の買い出し、医療機関への通院など、生活の維持に必要な場合を除き、外出はしないでください

▼生活必需物資を販売する施設（スーパーマーケット、薬局、ホームセンターなど）への休止要請は行いません。家族連れ等、大人数の来店を避け、入店人数を抑えるよう、ご協力ください

▼キャバレー、ナイトクラブ等の遊興施設等へ
休止要請を行っています。

夜間の繁華街への外出はしないでください



⚠ テレワークの活用など、可能な限り 在宅で勤務してください

▼職場に出勤する場合、時差通勤・自転車通勤等にご協力をお願いします。
風邪症状など体調不良の場合は、休暇を取得してください

▼保育所や学童クラブ、介護施設等への
休止要請は行いませんが、家庭での保育
や介護等が可能な方は、可能な限り、ご利用を控えてください



問い合わせ先：大阪府緊急事態措置コールセンター

06-4397-3299（平日9時～18時）

FAX：06-4397-3295

※4月18日（土）、19日（日）は開設します

大阪府ホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/>